

「JIS マーク等の一時使用停止等」について

2018年10月4日
株式会社フジクラ

当社グループにおける品質管理に関わる不適切事案について、お客様をはじめ関係各位に、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。

本件に関連し、当社グループ会社の西日本電線株式会社において、JISの認証機関である一般社団法人電線総合技術センター(JECTEC)による臨時認証維持審査を受けておりましたが、2018年10月3日付で「JIS マーク等の一時使用停止等請求書」を受領しました。これにより、以下の西日本電線株式会社製品へのJIS マーク等の表示を一時使用停止しております。

1. JIS番号及び名称、種類記号

JIS番号	名称	種類記号
JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線	IV
JIS C 3317	600V 二種ビニル絶縁電線	HIV
JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線	OW
JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線	DV2R,DV3R
JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル	VVR,VVF
JIS C 3401	制御用ケーブル	CVV,CEV,CEE,CCV,CCE,CEE/F
JIS C 3605	600V ポリエチレンケーブル	600V CV,600V CE,600V CE/F
JIS C 3612	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線	IE/F

2. 一時使用停止の期間及び対応

JIS マーク等表示の一時使用停止の期間は、「JIS マーク等の一時使用停止等請求」が取り消されるまでとなります。なお、請求の有効期間は2018年10月3日から2019年1月31日までとなっており、当該有効期間中に、今回の審査結果の原因となった品質管理体制の不備については是正し、必要な予防措置を講じた上で、電線総合技術センター(JECTEC)に対し、是正・予防措置実施報告書を提出する予定です。当社グループとしては、JIS マーク等の一時使用停止等請求の早期取消と信頼回復に努めてまいります。また、JIS マーク等の一時使用停止期間中は、JIS マーク表示製品をグループ内他社からの仕入れや他社への製造振替等にて対応いたします。

なお、西日本電線株式会社以外のフジクラグループ各社につきましては、現時点でJIS マーク等の使用停止等の請求は受けておりません。

<本件に関するお問い合わせ>

株式会社フジクラ 総務・広報部 Tel.03-5606-1110

以上